

令和7年6月25日

総務部職員課

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（概要）

1 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために勤務しないことを認める部分休業制度について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内とする部分休業に加え、新たに1年につき条例で定める範囲内とする部分休業が設けられたこと等を踏まえ、以下のとおり規定を整備する。

- (1) 現行の1日につき2時間を超えない範囲内とする部分休業を第1号部分休業とし、正規の勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。
- (2) 新たに設けられた1年につき条例で定める範囲内とする部分休業を第2号部分休業とし、1年につき10日相当を超えない範囲内で、承認単位を1時間とする。
- (3) 職員がいずれの部分休業を請求するかを任命権者に申し出る際の当該部分休業の請求期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- (4) その他規定を整備する。

3 施行期日

令和7年10月1日

4 経過措置

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間において、第2号部分休業の承認は5日相当を超えない範囲内とする。

江東区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに第19条第1項<u>及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第13条 （略） (部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) <u>勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮</u>して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） (部分休業の承認) 第15条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりに</u>おいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定に	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに第19条第1項<u>から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第13条 （略） (部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (<u>第1号部分休業の承認</u>) 第15条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定に

よる育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(加える)

よる育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつ

	<u>て、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったときは、当該勤務時間の時間数について第2号部分休業を承認することができる。</u>
	<u>2 勤務時間条例第16条の3第1項、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。</u>
	<u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u>
(加える)	<u>第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>
	<u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>
(加える)	<u>第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>
	<u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u>
	<u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間</u>
	<u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u>
(加える)	<u>第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病に</u>

(部分休業における給与の減額)

第 16 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江東区職員の給与に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 7 号。以下「給与条例」という。）第 16 条第 1 項、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年 3 月江東区条例第 48 号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第 19 条第 1 項及び江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 10 月江東区条例第 29 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 20 条、幼稚園教育職員給与条例第 22 条及び会計年度任用職員給与条例第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（同条にあっては報酬額）を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 17 条 第 11 条の規定は、部分休業について準用する。

第 18 条～第 20 条 (略)

より入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業における給与の減額)

第 16 条 職員が育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江東区職員の給与に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 7 号。以下「給与条例」という。）第 16 条第 1 項、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年 3 月江東区条例第 48 号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第 19 条第 1 項及び江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 10 月江東区条例第 29 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 20 条、幼稚園教育職員給与条例第 22 条及び会計年度任用職員給与条例第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（同条にあっては報酬額）を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 17 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

第 18 条～第 20 条 (略)

附 則

(施行期日)

	1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の江東区職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
--	--